

問合せ先

警備救難部警備課課長補佐 一條

03-3591-6361 (内 5604)

03-3591-9795 (直通)

平成19年4月25日

海上保安庁

旅客船等への警乗及び旅客船ターミナルの警戒について

海上保安庁では、平成13年9月の米国同時多発テロ以降、海上におけるテロに対する嚴重な警戒・警備を実施してきたところですが、国外においては依然としてテロ事件が続発しており、我が国においても、これらの脅威に対する警戒に予断を許さない状況であることを踏まえ、旅行客等の往来が活発となるゴールデンウィーク期間中を重点に、旅客船及びカーフェリーにおけるテロ行為、船内暴力行為等を未然に防止し、乗客及び乗員の安全を確保することを目的として、昨年に引き続き、旅客船等への警乗等を実施することとしています。

その内容は次のとおりです。

1. 重点実施期間

平成19年4月27日(金) ～ 同年5月6日(日)

2. 主な実施内容

(1) 旅客船、カーフェリーへの警乗

海上保安官が旅客船等に警乗し、

- ① 乗下船時の不審者のチェック、船内外の監視、船内巡回による不審者・不審物の早期発見
- ② 万一事犯が発生した場合に備えるとともに、事犯発生時における迅速かつ的確な初動措置

等を実施し、船内におけるテロを始めとする犯罪を予防することなどにより、乗客及び乗員の安全を確保

(2) 旅客ターミナルの警戒

海上保安官が、旅客ターミナル及び旅客船等の入出港時における乗下船者の警戒等を実施